

島根漁民の朝鮮近海出漁

伊藤康宏

（島根大学生物資源科学部教授）

1 はじめに

今日は、「島根漁民の朝鮮近海出漁」というテーマでお話しさせていただきます。竹島講座ということで、本来なら竹島の漁業についてお話しする必要があるかと思いますが、史料的に限られているので、まず戦前の近代の朝鮮半島全体の漁業問題と動きを見ていきたいと思います。

お配りしているレジメは、A4版で全体の概要を要約したものが2枚、「島根漁民の朝鮮近海出漁」という本日のタイトルを記した資料が8枚、他に年表と表を3点載せたものが2枚、さらに追加資料として県庁文書「明治39年 漁業組合 竹島漁業関係史料」ならびに明治27年の「山陰新聞」記事を載せた資料、B4版1枚をお配りしています。なお、右上のタイトルから「年表」を削除して「島根漁民の朝鮮近海出漁(参考資料)」に訂正したいと思います。

資料を見ながらお話を進めていきたいと思います。

戦前、西日本諸府県から多くの漁民が朝鮮近海へ出漁に出かけています。島根漁民も地理的、経済的關係から数多く出漁しています。本講座では近代における朝鮮近海出漁(漁業)に関する研究ならびに島根

県下の自治体史誌、統計資料や関係史料に依拠しながら、「島根漁民の朝鮮近海出漁」の実態に迫り、歴史的な位置づけを、概観に止まると思いますが、行いたいと思います。

2 研究史の概要

研究史の概要ですが、研究を行うに当たってこれまでどのような研究成果があるのかが出発点になります。ここでは島根・鳥取の山陰両県と県外の研究成果について、研究史の概要としてみます。

山陰における朝鮮近海出漁・漁業史研究ですが、研究蓄積があるのがA.内藤正中さんです。1991年から2005年にかけての成果で、資料中に論文タイトルと雑誌名を上げています。内藤さんの研究が、島根、鳥取両県では一番多く見られます。ただ、内藤さんの研究で依拠しているのは山陰新聞の記事並びに『新修島根県史』史料篇が中心ですので、今後現地の資料や地域の資料を発掘して実態に迫っていくことが課題となります。内藤さんの研究成果4「角輪組の朝鮮江原道漁業進出Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」は、江原道で鳥取県の出身の徳田平市兄弟が行っていた定置網漁業他の資料を使った興味深い研究です。

B. 隠岐漁民の鬱陵島「聞き書き」としては、児島俊平さんと池田哲夫さんのものがあります。この聞き書きは、今から30年ほど前の成果で、隠岐を中心に聞き取り調査されたもので、『郷土石見』や『隠岐の文化財』に発表された論考です。

C. としてその他人物伝・評伝です。これには益田庄三著『島根県の水産翁 佐々木準三郎伝』が行路社から出版されています。佐々木準三郎という人は、江津市出身で、江津の窯業の創始者の一人でもあり、戦前朝鮮に渡って巾着網、今のまき網を根づかせて、経営を行った人物です。これに関しては史料が限られていて関係者の聞き取りから足跡や業績をたどった内容になっています。『徳田

平市翁』は、徳田平市が朝鮮で定置網漁業を興して財をなし、社会貢献として朝鮮や鳥取県に寄付をし、鳥取では旧制の鳥取第二中学校（現鳥取県立鳥取東高校）の校舎を建てたという経緯で、遺徳顕彰会が結成され、それを記念して制作された冊子です。徳田翁に関しては、内藤正中さんがその一部を取り上げています。

これらが島根、鳥取両県の研究状況です。

県外の総括的な研究成果として、吉田敬市、羽原又吉、中井昭、三井田恒博さんの著書があります。吉田敬市さんの1954年発行の『朝鮮水産開発史』は、全般的に18世紀から19世紀にかけての朝鮮漁業の歴史過程をまとめた内容になっています。特に日本の漁業との関係としては、通漁時代（出稼ぎとも称されますが）、朝鮮半島に移住して漁業を行う移住漁業時代、昭和期に入ると資本主義的な漁業の発展が見られる自由発展時代と、3つの時期に区分して朝鮮漁業の歴史過程の特徴を考察しています。

韓国、朝鮮側から見た個別の研究成果ですが、16番（藤永）、17番（高）、18番（金）は私が確認できた研究成果です。これらの研究を一言で言いますと、17番の高論文のキーワードに集約されるかと思いますが、日本の朝鮮漁業の利権収奪という観点からの論考です。それが韓国、朝鮮側から見た研究成果の概要です。

日本側から見た研究成果、諸県から見た研究成果は19番から24番までで、千葉県あるいは瀬戸内の広島、岡山、愛媛の各県から朝鮮出漁した、あるいは移住漁村を形成した時期を対象としてその問題を扱った内容になっています。

D. として関連分野の研究成果で、民俗学、人類学、地理学、社会学（とくに宗教社会学）といった方面から幾つか成果が見られます。25番（清水）は民俗学の視点から「籠延縄漁と萩地方漁船の朝鮮半島近海への出漁」という論考で書かれたものです。26番（金）は家船という、船で居住しながら漁業を行う、そういう集団、

広島県の豊島漁民集団の朝鮮出漁に関する人類学的な研究です。27、28番（河原）は歴史地理学の観点から韓国の済州島の缶詰製造業、あるいは漁業の特徴、漁民の活動の問題を扱っています。変わり種としては29、30番（窪田）で、宗教（とくに仏教）社会学の面からこの問題を扱っています。

E. は最近年の研究成果に位置すると思いますが、植民地行政の視点や技術移転の観点からアプローチした研究です。31番（藤井）は、戦前の植民地、朝鮮総督府の漁業政策の問題を扱っています。そこでは内地と違う朝鮮半島、中心は日本人漁業者に対してですが、朝鮮人漁業者も含めて保護政策をとり、そして朝鮮、韓国の漁業の発展を二、三十年で急速に、世界でも有数な漁業地帯に導いたという内容です。32番（片岡）は、戦前、有明海で誕生した鮫鱈網漁業が朝鮮近海に出漁し、定着するといった観点から論考した漁業技術移転・伝播論的な内容です。もしこのようなテーマで書かれたものを発見されたら、情報提供をお願いします。

以上が研究史の概要です。近代日本の漁業史研究の成果のうち、今日は朝鮮近海漁業の論考を抜き出しました。

3 島根県の自治体史誌

島根県の自治体史誌は、どういう内容であったのか、どういう史料がそこにあるのかという点を見ておきたいと思います。

『新修島根県史 通史篇2近代』は、「第2章 近代社会の成立」「水産業の発展」という項を立てて、この問題を取り扱っています。644から649ページ、4、5ページの分量ですので、物足りない点は否めません。

『新修島根県史』中の「遠洋漁業の発展」から、漁業の展開状況を見ておきます。水産試験場が明治35年（1902）に開設され、朝鮮近海における試験操業を山陰沖も含めて実施しています。その

状況が「韓海出漁試験」という項目で説明されています。断続的に朝鮮半島の南側を中心に漁場探索、試験操業を行っています。

その次に県による奨励策についてです。明治28年に島根県の最初の長期計画、第一次殖産計画が策定、明治42年に第二次の産業計画、殖産計画が策定されます。この間、試験操業段階から本格的な出漁へと誘導していきます。ここでは水産試験場と水産組合連合会の共同で朝鮮近海出漁の奨励を図っています。漁船の動力化、発動機付きの帆船を遠洋漁業用漁船の模範として奨励して、朝鮮近海への出漁や、朝鮮を根拠地にした漁民の移住の補助・奨励を行っています。こういう奨励に対して県議会では異論も出ています。

『益田市誌』などを使って地方の動きも紹介されています。2行程度ですが、石見部を中心にした朝鮮近海から東シナ海への出漁状況が記載されています。

明治43年11月29日に県が布告した「朝鮮通漁者ニ対シ諭示ノ件」という通牒では、「晩近朝鮮沿海ニ於ケル通漁船著シク増加シ益々発展スベキ趨勢ニ有之候」というような状況の結果、朝鮮人とのトラブルが発生、日本人のモラル・行為の悪さも目立つと指摘して、トラブルを起こさないような注意喚起を発しています。

市町村レベルの自治体史誌で、『益田市誌』を見ておきます。『益田市誌 下巻』「第3章 水産業」「第1節 漁業の変遷」の中に明治時代の漁業が844から845ページにかけて解説され、具体的な資料が紹介されています。「飯浦と大浜の遠洋漁業」という項目の中の『美濃郡案内』（明治40年）です。「美濃郡物産増殖第二期計画」には具体的な益田地域の動きが見られます。『美濃郡案内』では「壯者は毎年、対州に出漁し、主として鰯、鯛、烏賊を漁獲す」「本年新に韓国出漁団体を組織、母船1隻、漁船4隻を備へ、蔚山方面に向ひたり」云々と続きます。しかしこの出漁団体は、その下に上げておきました株式会社美濃組と思われませんが、成

績が芳しくなくて赤字が続いて3年で事業を中止しています。環境の異なった地域に一念発起して出漁に行っても、うまくいかない例も多く見られたようです。遠洋漁業奨励法等による奨励の事例も見られます。3ページ一番下に上げておきましたが、イカ釣り漁業として対馬方面に出漁に出かけ、朝鮮近海に肩を並べるぐらい、あるいはそれ以上の対馬出漁の実績が石見部中心に見られます。

4ページに移ります。『仁摩町誌』ですが、「第3章 漁業と商工業の近代化」の中の「第2節 漁業近代化と沖合漁業」で、朝鮮近海への出漁という項を立てています。邇摩郡水産業組合が朝鮮海漁場探索事業を明治33年から36年まで補助金を支給して、漁業奨励・漁場探索を行っています。しかし明治40年の馬路村記録では、「朝鮮近海不漁・損害状況報告」（馬路村役場史料）が報告されていて、朝鮮近海に出漁しても成績が芳しくなかった様子が窺われます。

『温泉津町誌 中巻』も「第3章 東アジアの中へ（沿岸漁業の不振）」で沿岸漁業が不漁に陥り、朝鮮近海へ出漁したという流れや背景をのべています。温泉津地方では邇摩郡水産業組合が補助をして、朝鮮海漁業の試験、操業を図っています。その下に「明治45年対馬沖出稼ぎ漁業」一覧が掲載されています。朝鮮近海、さらに対馬沖の出漁、あるいは出稼ぎ漁業が、この時代、沿岸漁業の不振対策として県下で行われたことを表しています。

隠岐方面では、『西郷町誌 下巻』が「第4章 近代 第7節 隠岐の殖産興業」で、韓海出漁の記述を1ページほどしていますが、余り詳しくはなく、骨子はレジメに上げておけるとおりです。本格的な出漁は明治37年の西郷町の中井養三郎の出漁以来のこととされています。『都万村誌』が少し詳しく、「第5篇 産業、第3章 水産業、本村の遠洋漁業」の項で、出漁した経緯と背景を示す資料を掲載しています。「遠洋漁業奨励金御下付申請書」という資料に

は、沿岸漁業の不漁対策、打開策として「昨年北韓漁業ヲ計画シ独力」で出漁したが、結局うまくいかなかったと書かれています。それに対して奨励金を申請して補助を受けて再度出漁を図るという趣旨の資料「明治41年7月1日、都万村大字津戸 橋本三次郎から島根県知事宛での申請書」が出されています。「出漁の規模は、母船142石1艘、漁船（長さ七、八尺、五挺立）6艘、乗組員28名、その他、根拠地で20名雇い入れる」とあります。また、鱧地曳網1側、鯖四ツ張網1側、壺網1側、鯖流網1側、烏賊釣漁具を積載」云々という解説があります。

自治体史誌ではないですが、『島根県水産試験場八十年史』の「3 朝鮮海出漁と水産試験場」の項目にこの動きが、10ページから12ページにかけて解説されています。「韓海出漁者募集の件」として、明治40年1月の県の募集広告が出ています。島根県内務部「韓国漁業調査紀要」明治42年の資料名が掲載されていますが、中身については不明です。

4 年表について

その次に全体の動きを「近代朝鮮近海出漁史年表」（資料1）からみておきます。最後に用意されているかと思いますが、年表です。それに続いて「島根県の朝鮮近海出漁の推移」1、2、そして「郡別遠洋漁業漁獲金額」を表1、2、3として掲載しています。まず年表ですが、この出発点としては明治16年（1886）3月の「日本人民貿易規則」の締結です。これによって全羅、慶尚、江原、咸鏡の四道への出漁が許可されたということです。

さらに明治22年（1889）に日本朝鮮通漁規則が締結され、これによって日本からの、あるいは逆もありますが、日本から朝鮮への出漁が制度的に認められます。これについては『山口県史 史料篇 近代4』から抜き出したものです。この右にYと書いている

のが資料の出所先です。

年表からは明治16年、22年に朝鮮近海出漁への法的な根拠・整備が行われ、道が開かれたということ、その点を確認しておきたいと思います。

5 史料について

島根県内外の朝鮮近海漁業関係史料からどのような内容や、特徴が見られるか大づかみで確認したいと思います。

『新修島根県史 史料篇5』から、明治28年2月策定の第一次殖産10年計画の中の水産業の振興の項目、朝鮮近海への奨励を見ます。中ほどの「漁村維持ノ方法如何」の2行目の5番目に、「朝鮮海出稼漁業ヲ奨励スルコト」（有力団体の設置、同団体に補助）という項目が上げられています。明治42年の第二次殖産10年計画では、水産の沿革概要がまとめられています。韓海出漁の奨励に明治29年、この第一次殖産計画の策定の翌年から着手したということです。水産業組合連合会会議所の事業として県費の補助を受け、本県水産試験場の協力のもと、試験操業、漁場探索を行ってきたということが書かれています。このころは水産業組合連合会が主体となって、試験場が漁場探索をして、具体的には水産業組合連合会が実施するという連携で朝鮮漁場の開拓を県が推進していったようです。

さらに「韓国沿岸適当ノ地ニ於テ漁業権ヲ獲得」（下から5行目）と「韓国政府漁業法ヲ発布スルニ方リ漁業権免許ノ請願及ヒ実況探究」（下から3行目）云々は、先ほどの年表の明治41年の「日韓漁業協定」調印と「韓国漁業法」公布に基づいて、日本人の漁業者に対しても韓国（朝鮮）人に準ずる形で漁業権が付与されるようになったということです。同年、島根県水産組合連合会が創立されて、水産組合連合会が韓国沿岸の適当な土地において申請して

漁業権を獲得し、枢要の場所を根拠地とすることとなりました。権利として漁業権を獲得して、漁業進出を図っていくようになります。

6 ページに移ります。沿革の続きですが、「遠洋漁業の漁獲高内訳左のごとし」という項目がありまして、現況ですが、韓国出漁 580 隻・31 万 6,950 円、対州出漁 904 隻・21 万 6,093 円、合計 1,577 隻・77 万 4,300 円の漁獲高実績(その他含む)を上げています。こういう現状に対して水産振興策がより積極的に図られていきます。関係する箇所として、水産振興策、「増殖に要する施設」、増殖は振興に要する施設の意味で使われていますが、計 13 項目が上げられています。下線をつけた項目が遠洋漁業に関係するもので、最後の 13 番に朝鮮関係のことが「韓国出稼漁業ノ奨励指導・保護」として挙げられています。

大正 7 年策定の第 3 次「産業計画」では、参考資料として水産業の現況が報告されています。(ロ)「本県ニ於ケル出稼漁業ハ漸次発展シ」、(ハ)「遠洋漁業ハ近時著シク進歩セリ」云々という文言が見られます。出稼ぎ漁業というのは、地元の漁業が不振不漁で、他地域に出漁、出稼ぎに行く場合で通漁漁業という用語が使われることもあります。遠洋漁業というのは遠隔地で漁業を行う操業形態です。このころから国の法律に基づいて遠洋漁業が奨励されていきますが、「近時著シク進歩セリ」という文言が見られます。

現況に対して、大正 7 年の「産業計画」では、朝鮮近海出漁あるいは出稼ぎ漁業に関する直接の文言は出てきませんが、遠洋漁業、「四 漁撈ノ改善ヲ図ル為左ノ施設ヲ行フコト (ハ) 遠洋漁業ヲ奨励スル水産講習所ニ於テ左ノ施設ヲ行フコト・・・2. 漁船員ノ養成ヲ為ス」というふうに、従来と少し違い人材育成も新たに課題となっている点が特徴かと思われま

次に昭和 3 年 7 月に「島根県産業計画書」第 4 次計画が策定されます。これは翌年の世界大恐慌から昭和恐慌に入って有名無実化し、

経済更生運動計画に変わっていきます。そこでは、「遠洋漁業ハ実ニ二十倍、出稼漁業ハ六倍ノ増加ヲ示セリ」という文言が見られます。「機船底曳網漁業」という新しい漁業、資本主義的な漁業が発達してきているということ、「依ル所ニシテ出稼漁業者ハ漸次小型発動機ヲ据付ケ対馬、五島及鮮海方面ヨリ遠ク台湾、関東州及支那ニ進出スルニ至レリ」という、出稼ぎ漁業者も小型の発動機を備え、動力化し、出漁していく動きが見られます。現況に対する施策として、遠洋漁業及びまた出稼ぎ漁業は復活し、文言として「出稼漁業ヲ奨励スル」、その4番目には「出稼漁業者ヲシテ団体ヲ組織セシムルコト」という奨励策が出ています。

『山口県史』は近々近代5（大正・昭和戦前期の産業経済の史料編）が発刊される予定ですが、その近代4は、明治の水産業ほか経済・産業の動きを史料編として編纂したものです。「第3章 水産業 第3節 第9回勸業諮問会と水産業振興」の項目で、史料30番「韓海通漁奨励費下付規定」が明治32年2月に山口県の布達として出されています。史料32番は、朝鮮出漁者保護を下関に本社がある日本遠洋漁業株式会社に委託するという、山口県の特徴が見られます。また「第5節 韓海出漁」には36番から82番まで、47点の史料が収録されています。山口県だけでなく、全国、特に西日本諸県の動向が報告されています。全国、西日本の中で、山口県の動きを位置づけるということで掲載されています。こういう史料を使いながら島根県側の動きと合わせると、より島根県の特徴が見えてくると思われます。

関係史料Cの『漁業基本調査報告書』は、大正3年に島根県内務部が漁業組合単位で調査したものです。ここでは隠岐島後・西郷地区の西町漁業組合について見ておきます。竹島漁獵合資会社の報告もあり、出資者3名、資金2,310円、積立金528円、漁驢（アシカ）捕獲製造販売、成績良好、明治36年6月、代表社員中

井養三郎、業務担当・中井養三郎と報告されています。

17では出稼ぎ漁業、韓海出稼ぎ漁業の動向が取り上げられています。柔魚（イカ）釣り出稼ぎの時期は5月より9月まで、出稼ぎ船数7隻・人数31名、「(5)出稼ノ沿革及成績 鬱陵島ハ従来出稼ヲナシ又ハ永住的ニ渡航セシモノアレトモ其数至テ少ク成績モ亦微々トシテ振ハザリシガ、隠岐漁業者ノ唯一ノ漁業タル柔魚釣ハ近年人口増加ト共ニ其收穫薄ギ随テ生計困難ヲ来シタルヨリ漁業上ノ隠岐ト状態等シキ彼地ニ出稼スルモノノ数増スニ至リタルナリ。成績トシテハ見ルベキモノナク唯出稼ニヨリ生計ニ困難セザルニ止レリ。(6)収支：収入63円50銭、支出37円50銭、(7)出稼者ト資本主トノ関係 出稼者ハ単純ナル柔魚釣ナルガ故ニ別ニ資金等ヲ要セス自己ノ漁船ニ相当糧食ヲ積載シテ三人又ハ五人乗組員定メテ出稼ヲナス帰国ノ節ハ漁ノ豊凶ニ不関概ネ漁船ヲ売却ス之彼地ニ漁船乏シク殆ンド倍增ヲ得ラルガ故ナリ帰国者ハ汽船又ハ漁船ニ多数乗合ヲ以テ帰国ヲナス随テ資本主トノ関係等ニ付記スルモノナシ」と記されています。

1件のみの紹介でしたが、石見や出雲についても知ることができる貴重な史料です。

統計資料の表1、表2「島根県の朝鮮近海出漁推移」は、同じような数値や動きをまとめています。推移1は『拓殖局第19 植民地ニ於ケル内地人ノ漁業及漁民』（明治44年刊行）から島根県の動きを抜き出したもので、明治29年から明治42年まで、漁船、乗組員、金額、県の補助の金額が掲載しています。明治29年、30年頃の漁船が10隻に対して、明治40年から42年にかけては100隻前後と急増しています。金額も何百円、何千円から、約4、5万円という実績額が見られます。県の補助費も千円から、無い年も数年続きますが、明治42年に3、925円になりました。

表2は島根県の統計書から抜き出したものです。表1と表2の数字のズレの詳細は不明です。現時点では傾向のみを把握をします。表2では明治43年以降の動きを見ます。朝鮮近海出漁の漁船数が74隻、乗組員が276名、漁獲金額が2万8,045円に対して、その下の対馬出漁の方は10倍ぐらい出漁実績、すなわち漁船数602隻、乗組員2,674名、漁獲金額13万1,065円です。大正元年、大正2年では一番右の数字は島根県内の漁獲金額です。大正元年が約153万円、同2年が約172万円です。それに対して朝鮮近海の漁獲金額は約3万円です。県内の漁獲金額に対して朝鮮出漁の金額がその程度です。大正元年の欄外の数字は、島根県からの対馬出漁で631隻、21万9,540円の漁獲実績です。対馬出漁も朝鮮近海出漁も含めた「遠洋漁業」にこの場合カウントされていますが、732隻、31万9,541円で、対馬出漁の比重が大変、高かったようです。

欄外のその下のT1というのは大正元年の数字で、日本国内では漁獲高175万トン・漁獲金額9,218万円、日本全体の朝鮮出漁は漁獲金額が3.2万トン・220万円です。したがって島根県の朝鮮出漁は日本全体では金額で1%強を占める程度です。日本全体の朝鮮出漁の数値は漁船数3,548隻、乗組員1万5,489名です。

表3は、郡別の遠洋漁業漁獲金額で、大正元年の遠洋漁業の実績です。一番多いのは那賀郡で11万9,641円、明治41年から大正元年までの5年間の平均です。朝鮮出漁で漁獲金額が大きいのは、邇摩郡が一番で、次が那賀郡、簸川郡、対馬出漁は、那賀郡、邇摩郡、簸川郡の順です。

8ページ目の島根県庁古文書Eに移ります。これは、冒頭でタイトルの訂正をお願いした「島根漁民の朝鮮近海出漁(参考資料)」です。この資料は、「明治39年 農商務部 漁業組合 (第1種)島

根県 1161 2冊の内2」の標題が付されています。その簿冊に所収されているのは「竹島漁業組合設置申請之件」という史料です。この漁業組合関係の史料は県庁総務課が所蔵していて、合計75冊残っています。漁業関係では合わせて200冊近くが保管されています。

「竹島漁業組合設置之件ニ付照会」というタイトルが付けられた明治39年10月18日付の資料は、中井養三郎から竹島漁業組合設置の申請が県に出され、県から国の農商務省水産局に照会され、その回答が県の内務部長から隠岐島司宛てに出された経過を記した資料です。結論だけ言いますと、漁業組合の設置に当たっては、明治期の漁業法では居住条件が規定されていて、その観点から竹島に居住していない中井養三郎から申請された漁業組合、竹島漁業組合の設置は不許可であるという返答書です。この動きに関してはこれまでどこにも紹介されていない資料かと思われます。

その次に明治27年2月18日の山陰新聞の記事「朝鮮竹島探検(松江佐藤狂水生投)を見ておきます。これは山陰新聞の記者が書いた記事と思われますが、朝鮮竹島(※鬱陵島のこと)「探検」の同行記で、途中、「リランコ島」(本文資料)についても概況報告しています。縮小した関係で少々、見にくく、申し訳ございませんが、県立図書館にマイクロフィルムが保管されています。ご関心があれば、ご覧下さい。

最後の史料です。拓殖局編『植民地ニ於ケル内地人ノ漁業及漁民』という史料が、国立公文書館に所蔵されています。これもこれまで利用されていなかった史料かと思われます。その中に各府県の概況と推進状況が報告されていますので、島根県分を抜き出しました。島根県「第2次殖産計画」水産業の沿革の朝鮮近海の動きとほぼ同じ内容です。島根県から報告されたものと思われますから、基本的には同じ内容です。計画書としては、「朝鮮海漁業経営計画

書」が策定されています。これは大変興味深い史料です。この史料では 島根県も含めて明治44年時点の各府県の状況を、特徴を見ながら比較して把握することができます。これは今後の研究課題になります。

あと竹島資料室所蔵の史料も今回は未検討です。資料室では精力的に資料を収集されているので、貴重な史料になります。

6 おわりに

朝鮮近海出漁に関しては、明治の後半が出稼ぎ漁業（出漁あるいは通漁）の時期に当たり、大正期に入ると移住漁業、そして朝鮮での漁業発展の時期に区分されています。これは吉田敬市さんの『朝鮮水産開発史』で時期が区分されています。それをベースに資料的により島根県に即した後づけが必要かと思われれます。研究は出稼ぎ漁業、通漁の時期と移住漁業・移住漁村の時期に集中していました。その後の展開なり動きなりというのはまだ十分調査や研究がされていない状況ですので、これも今後の研究課題として残されています。

それと、国立公文書館の史料や県内の史料もまだまだ未発掘のものもあるかと思われれます。そういった資料もこれからの調査の課題ですが、他府県と比較しながら島根県の特徴、このテーマでの共通性・普遍性と特異性・特殊性といった島根県の特徴を見出す必要があるかと思います。それと今日、お集まりの皆さんも、このテーマで郷土史、地域史の研究の視点から掘り起こしを活発にしていただければ、歴史理解が深まるかと思います。

今日のお話は研究史から自治体史誌の動き、そして『新修島根県史』史料篇、そして最後に少し新しい史料、県庁史料、国立公文書館の史料を少し紹介しました。私もこのテーマでは研究の入り口の段階ですが、こういうふうに一歩ずつ取り組むことによって研究、歴史理解が深まっていくのではないかと思います。その点では少々、

無理をしてお話させて頂きました。

(この文章は録音した講義記録をもとに加筆・修正のうえ、まとめていただいたものです)

質疑応答

○質問 1

お話の中に韓海という言葉が出てきますが、朝鮮半島のどのあたりを指しますか。

○回答 (伊藤)

全体です。史料に出てくる朝鮮海という言葉も、朝鮮近海、半島の沿海を指しています。沿海という文言も使われているのがありますし、韓海という文言も使用されています。統一した名称はないようです。県の水産試験場も韓海試験と言ったり朝鮮海試験と言ったり、その時々によって使い方がまちまちだったようです。今回のテーマでは朝鮮近海という用語に統一しました。

○質問 2

最後の資料に、1910年(明治43年)に対馬に出漁している漁船の隻数は602隻とありますが、これは島根県から対馬に向かった船舶の数と乗務員の数ですか。またそうであるなら、他府県の漁船も相当数行っているというふうに仮定して良いですか。

○回答（伊藤）

島根県から出漁した船と乗務員の数です。対馬へは朝鮮近海の10倍の出漁でした。他府県の漁船も相当数行っていたようです。